

## 三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金 よくあるご質問

令和2年4月21日時点

### <支給対象となる施設等について>

【Q1】 誰がこの協力金を受け取れるのですか？

→ 休業要請と営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業（個人事業主を含む）等が、休業の要請等に全面的な協力を行った場合に支払われます。

【Q2】 本社は愛知県で、三重県内に店舗がある場合、協力金の対象となりますか？

→ 県内に「事業所」があれば、対象です。

【Q3】 営業休止要請の対象施設は、具体的にどこで確認できますか？

→ 「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた『三重県緊急事態措置』休業協力要請について」

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000886471.pdf>  
をご覧ください。

【Q4】 飲食店の場合、どのような場合に、協力金の対象となりますか？

→ 夜 22 時まで営業していた店舗が、20 時まで（酒類の提供は 19 時まで）の営業に短縮するなど、『朝5時から夜 20 時まで』の営業に短縮した場合、もしくは終日休業した場合、協力金の支給対象となります。

【Q5】 もともとの営業時間が、9時から 17 時までの喫茶店です。この場合、営業時間を短縮すれば、協力金の支給対象になりますか？

→ 支給対象にはなりません。

もともと5時から 20 時の範囲内で営業している飲食店は休業要請の対象外で、協力金の支給対象外です。またこの場合において、終日休業した場合も対象外です。

【Q6】 カラオケ教室を運営していますが、支給対象となりますか？

→ カラオケ教室は支給対象となります。ただし、公民館などを借りて教室を開いている場合は、施設を運営していないので、支給対象外です。

【Q7】 オフィスビルの中で、学習塾を経営している場合は、協力金の支給対象となりますか？

→ 「大学・学習塾等」については、休業等に全面的な協力を行った場合に、協力金の支給対象となります。

【Q8】 複数の店舗を持つ事業者は、全店舗を休業しないといけませんか？

→ 休業要請の趣旨をご理解いただき、休業対象及び営業時間短縮となる全ての店舗の休業にご協力をお願いします。

【Q9】 夜間営業している飲食店が夜8時以降、テイクアウトサービスのみに切り替えて営業を継続した場合は、協力金の対象となりますか？

→ 支給対象となります。

【Q10】 毎週月曜から水曜は午後8時まで、木曜から日曜は午後11時までの営業時間で居酒屋を経営しています。営業時間を毎日午後8時までに短縮すれば、協力金の対象となりますか？

→ 支給対象となります。ただし、酒類の提供は19時までとします。

【Q11】 キッチンカーでテイクアウトの飲食業を行っています。飲食店と同じように休業や時間短縮をした場合、協力金の対象となりますか？

→ テイクアウトについては、休業要請の対象外のため、協力金の支給対象外です。

【Q12】 フランチャイズ経営を行っているオーナーは対象になりますか？

→ 経営している施設が休業要請の対象施設であれば、支給対象となります。

【Q13】 宴会場のあるホテルが、ホテルの営業をしたまま、宴会場のみ営業を停止した場合、支給対象となりますか？

→ 休業要請の対象となっている宴会場を停止されているため、支給対象となります。

【Q14】 化粧品店は協力金の支給対象となりますか？

→ 化粧品店は生活必需物資販売施設であり、休業要請の対象外であるため、協力金の支給対象外となります。

【Q15】 民間資格の整体やカイロプラクティックを運営している場合は支給対象となりますか？

→ 協力金の支給対象となります。

【Q16】屋外でゴルフ練習場を運営している場合は支給対象となりますか？

→ 屋外の運動施設のため、協力金の支給対象外となります。

【Q17】ヨガのインストラクターとして、派遣されているものですが、支給対象ですか？

→ 施設を運営していないため、支給対象外となります。

【Q18】パン屋を営業していますが、支給対象ですか？

→ パン屋は生活必需品販売施設に当たりますので、支給対象外となります。

【Q19】楽器店を営業していますが、支給対象ですか？

→ 支給対象となります。

【Q20】呉服店を営業していますが、支給対象ですか？

→ 衣料品店または貸衣装屋に該当しますので、支給対象外になります。

【Q21】イベント業（企画、運営など）は支給対象になりますか？

→ 施設を運営していることが条件になりますので、そうでない場合は支給の対象外になります。

【Q22】カラオケ喫茶を営業しています。感染防止の観点から、カラオケを辞めて、喫茶店として営業しようと思いますが、問題はないでしょうか？

→ 喫茶店の場合も、感染防止の観点から、20時以降の休業をお願いしています。もともと23時まで営業していたお店を20時までとするなど、営業時間の短縮に協力いただいた場合は、協力金の支給対象になります。

【Q23】塾や英会話教室、ヨガ教室の授業を対面形式からオンライン形式に変更した場合、支給対象になりますか？

→ 緊急事態措置期間中の全ての授業について、対面形式をやめてオンライン形式に変更した場合、支給対象になります。

【Q24】釣り具、釣り餌の販売店を営業していますが、支給対象ですか？

→ 支給対象になります。

【Q25】美容室(支給対象外)とまつげエクステ店(支給対象)を併設している場合、支給対象になりますか。

→どちらが主たる事業かによって判断します。まつげエクステ店が主たる事業の場合は、支給対象になります。

<休業の期間について>

【Q26】「全面的に(休業に)協力する」とは、どういうことですか?

→ 全面的な協力とは、緊急事態措置期間中(4月20日から5月6日までの期間)の全期間、休業等を行っていただくことが基本となります。少なくとも、4月22日から5月6日までの期間において休業等に協力いただくことを言います。

【Q27】緊急事態措置期間より前から休業要請の対象施設を休業しています。この場合も、協力金の対象になりますか?

→ 繼続して休業していただくことで、協力金の支給対象となります。

<申請について>

【Q28】申請に必要な書類は何ですか?

→ 4月27日を目途に公表します。

令和2年4月22日時点

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金  
よくあるご質問

Q 1 誰が協力金を受け取れますか。

A 1

旅館業法の許可を受けている宿泊施設が、4月25日（土）から5月6日（祝・水）の間に入っている宿泊予約者に対し、予約の延期を依頼するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に協力いただいた場合に支払われます。

Q 2 申請はいつから、どのように行えばよいですか。

A 2

4月27日（月）を目途に、申請に関する具体的な手続き方法を県ホームページで公表する予定です。

Q 3 すでに休業している事業者は対象となりますか。

A 3

すでに休業している事業者にあっても、対象期間である4月25日（土）から5月6日（祝・水）に予約があったことが分かる場合には交付の対象となります。

Q 4 ゴールデンウィーク期間中の予約だけが対象ですか。

A 4

全国からの観光客が県内に集まることによる感染拡大を緊急で防止する必要があることから、ゴールデンウィーク期間を含む4月25日（土）から5月6日（祝・水）までの予約を対象としています。

Q 5 民泊やキャンプ場も対象になりますか。

A 5

いわゆる民泊施設についても、旅館業法の許可が必要とされている農家民宿については対象となります。住宅宿泊事業法に基づく宿泊施設等につい

令和2年4月22日時点

ては対象となりません。

旅館業法の許可を受けているキャンプ場については対象となります。

**Q 6 この協力金を受け取る宿泊施設は、「三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金」を受け取ることができますか。**

A 6

宴会場など「集会の用」に供する施設のある宿泊施設については、休業要請に全面協力いただける場合は、「三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金」の対象となっています。

「三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金」の詳細については下記窓口までお問い合わせください。

○新型コロナウイルス感染症拡大阻止にかかる休業要請相談窓口

電話番号：059-224-2335

受付時間：9時から17時（土曜日、日曜日、祝日を含む）

※4月22日（水）は9時から19時まで

**Q 7 事業者が受け取れる金額はいくらですか。**

A 7

本件要請に協力いただける施設に対して、予約の数に応じて、1人泊当たり6,000円、1施設当たり12万円を上限に支給することを予定しています。

できるだけ多くの施設にご協力いただけるように、1施設当たりの上限を設けております。

※一つの事業者が複数の宿泊施設を有している場合には、それぞれの宿泊施設ごとに12万円までの支給を受けることができます。